

第5回 守りの法令、攻めの実務研究室 レポート

去る6月6日(土)、「守りの法令、攻めの実務研究室」が開催されました。

全6回の予定で企画しているこの研究室ですが、早くも今回で第5回目を迎えました。

今回も多くの方にお申しいただき、兵庫・鹿児島など遠方からもご参加いただきました。

ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございます。

第一部 守りの法令

知っておきたい法律「民事保全法と破産法の基礎」

講師：瀧本 透先生

毎回ご参加いただいた方々から好評をいただいている瀧本先生の守りの法令ゼミ。今回は、民事保全法・破産法の2つの法律について講義いただきました。



早速ですが、**会社が倒産したらどのように処理されていくかをご存知ですか？**

社会保険料や労働保険料は、国税・地方税に次ぐ優先債権（優先弁済権）という位置づけにあることは理解していると思います。しかし、他の債権と競合した場合、どの程度の優先性があるのか？破産した会社の残余財産がどのように分配されていくのか？その中で出てくる「財団債権」と「破産債権」の取り扱いについて、労働・社会保険料との関係や未払い賃金との関係はどのようになっているのかまで突っ込まれると答えに窮してしまうと思います。それはこの破産法をほとんどの社労士が知らないから。でも、この辺りの知識は、社労士の実務上知っておくべき必要があるものではないですか？というものです。

では、まず「財団債権」と「破産債権」の定義から…。

財団債権（ざいだんさいけん）

破産手続によらず破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいう。

破産債権（はさんさいけん）

破産者に対し破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権で、財団債権に属さないものをいう。

私たち社労士に深く関係してくる社会保険料・未払い賃金（破産手続開始前3月間分）・退職金（破産手続終了前に退職した場合の退職金（退職手当）のうち、退職前3月間の給料の総額に相当する額）などは、財団債権というグループの中の一般の財団債権に属します（破産法148、149条）。財団債権は、端的に言うとかかなりの高い確率で回収可能な債権をいいますが、この債権の中でも社会保険労務士が破産会社の労働保険料の確定や社会保険料の還付・閉鎖の手続きをした場合、管財人を通じてその必要性が裁判所に認められれば、最も取りっぱぐれのない一般の財団債権よりも優位である財団債権というグループの中の優先的財団債権として取り扱われるのです。

ここに社会保険労務士のビジネスチャンスがある訳です。

一方で、破産債権は特別な定めがある場合を除いて、破産手続によらなければ行使できません。それは、破産債権を債権者各自の自由な行使に委ねてしまうと、経済的破綻に陥った債務者の財産の公平分配という破産手続の目的そのものが無意味となってしまふからです。破産債権と一口に言っても、様々な債権が含まれます。

- ◇ 一般の先取特権（民法 306 条）その他一般の優先権がある破産債権を「**優先的破産債権**」といって、他の破産債権の中にあるものよりも優先して弁済を受けることができます。
- ◇ 破産債権の中でも他の債権より劣る破産債権として「**劣後的破産債権**」
- ◇ 破産手続前に、破産債権者と破産者との間で予め破産手続が開始された場合は当該破産手続における破産配当の順位が劣後的破産債権に遅れる旨の債権である合意がされたものとして、「**約定劣後破産債権**」（劣後的破産債権にも劣後すると規定されている。）

このように色々出てくる債権を優先的に並べていくと次のようになり、①から順番に債権を満たしていくこととなります。そして足りなくなったゾーンで全員平等に按分、それより下のゾーンは無配当という流れになります。

優先 ↓	①優先的財団債権	社労士が破産会社の労働保険料の確定や社会保険料の還付・閉鎖の手続きをした場合の報酬等。（ただしその必要性が裁判所に認められた場合に限る）	
	②一般の財団債権	社会保険料・未払い賃金（破産手続開始前 3 月間分）・退職金（破産手続終了前に退職した場合の退職金（退職手当）のうち、退職前 3 月間の給料の総額に相当する額）など。	
	③優先的破産債権	原則として破産手続外の行使は許されない。	②一般の財団債権に含まれない未払い賃金など。
	④一般の破産債権		通常の債権 （優先的破産債権・劣後的破産債権に属さないもの）
	⑤劣後的破産債権		破産手続開始後の利息請求権、延滞税などの請求権。
	⑥約定劣後破産債権		金融機関が発行する劣後債権・劣後ローンなど。

今回の講義で瀧本先生は、破産法の手続は社労士に関係がないので勉強する必要はないと述べられています。では、なぜ今回の講義のテーマとしたか？

それは、**大まかな概要を知っていることで、顧問先へのアドバイスや、そもそも私たち社労士の業務の幅が広がってくるのではないかと**いうことに気付いて欲しいとのことでした。

ちょっとしたことを知っているか、知らないかですが、これは実務の世界で大きな差を生むと思います。まさに前述したような破産会社の労働保険料の確定や社会保険料の還付・閉鎖の手続きなどによって報酬を得ることができたり、破産会社の労働者の未払い賃金・退職金という債権に関するアドバイスをすることもできるようになり、不安に満ちた労働者を救うことができるかもしれません。一見すると倒産した会社から報酬を得るといふビジネスは気が引けるような感もありますが、これも立派な社会貢献の一つであるとは言えないでしょうか。社労士の仕事はこうだ！と決めてしまいがちですが、俯瞰で物事を見る大切さも同時に感じた講義でした。

【文責：SRC・総合労務センター 佐藤】

第二部 攻めの実務 ゲストスピーカー編

「飲食業と社労士のビジネス」

講師：織田 純代 先生

色々な分野で活躍されている先生を、ゲストスピーカーとして呼びし、お話いただく「攻めの実務」。

今回は、社会保険労務士法人日本人事 代表、織田 純代（おだ すみよ）先生をお招きいたしました。



織田先生は、「**飲食業**」の**スペシャリスト**です。

飲食業は、少し考えただけでも様々な問題や疑問が思い浮かびます。

- ◇ チェーン店などは、社員・アルバイトなど従業員数がとても多いけれど、給与計算や手続きはどのようにしているの？
- ◇ 新規出店も多いけど、廃業も多い。リスクはどのように回避しているの？
- ◇ 突然会社に来なくなった、トラブルを起こす・・・など、アルバイトの労務管理って大変じゃない？
- ◇ 多店舗展開しているお店の労務管理って、実際に出向いているのですか？

織田先生は、これらの疑問にすべて答えてくださいました！

さらに、「飲食業」だからこそ気をつけなければならない**顧問契約の内容やお店の店長との話し方、現場で働く人に労務管理の大切さを伝える秘訣**など、色々なマル秘話を伺いました。

少しだけご紹介すると…

多店舗展開している場合、顧問契約を結ぶときは10店舗だったのに、半年後にはその倍の20店舗になっていた、ということが多々あるそうです。

店舗数が増える＝従業員が増える＝当然、業務量も増えます。



当然、顧問料を高くしたいと考えます。

しかし、あとから「顧問料を上げてください」というと、トラブルになりかねません。そこで、顧問契約の内容が重要になってくる、というわけです。あらかじめ経営者に理解させておくことの大切さを教わりました。

～アンケートから～

- ・すぐに使えるネタ満載の内容でした。参考にさせていただきます。
- ・リアルな裏話がたくさん聞けて、非常によかったです。
- ・実務的な内容がたくさん聞くことができ、大変役に立ちました。

「え？そこまで話してくれるの？」ということまでを話していただいた織田先生の話に、みなさん満足していただけたようです。

織田先生、裏話も多く話していただきまして、本当にありがとうございました。

PSRでは、織田先生の「飲食・小売業の労務管理のツボ」DVDを発売しています。知っておきたい基礎知識から、労務管理のツボまで満載です！

詳細は、<http://www.psrn.jp/dvd/27.php>へどうぞ！

第二部 攻めの実務 ディスカッション編

「実務上の悩みを共有して解決し、今後の実務に役立てよう！」

アドバイザー：瀧本 透先生、織田 純代先生

司会：佐藤 正欣先生（SRC・総合労務センター）



この研究室の目的のひとつ、「実務上の悩みについてディスカッションを行って、今後の実務に役立てよう！」という企画がようやく実現いたしました。

これは、事前にアンケートで、皆さんから質問や悩みをいただき、その内容に基づいてディスカッションをしようというものです。

今回上がったテーマは・・・

- 開業にあたって必要なことは何でしょうか？
- スケジュール管理・業務管理はどうしていますか？
- 業務を拡大する上での有効な手法で「税理士と組む」ということをよく聞きますが、具体的にどうしたらいいのでしょうか？

佐藤先生の司会のもと、参加者の方にお答えいただいたり、瀧本先生や織田先生からアドバイスをもらうなど、非常に実務的な内容のお話を聞くことが出来ました。

今回は短い時間となってしまいましたが、次回もぜひ続けたいと思います。

そして！次回8月1日（土）はいよいよ最終回です！

「瀧本先生のお話を聞きたい」「〇〇について、他の参加者にも意見を聞いてみたい」などなど、ご興味のある方は、ぜひご参加いただければと思います！

最後になりましたが、講師の瀧本先生、織田先生、運営に携わってくださった佐藤先生、野田先生、本当にありがとうございました。紙面を借りて御礼申し上げます。

【文責：ブレインコンサルティングオフィス 神野】